

学校経営のポイント

“生命の重さを実感する体験”をこの夏に

若井 彌一

4歳半の幼児が中学1年生に裸にされて駐車場で突き落とされて死亡するという事件が発生し、マスコミが大々的に取り上げている。被害者であっても加害者であっても、もし、自分の親族であったり勤務校の子どもであったりしたら、平常心を保つことは難しいであろう。

他人事と考えるのではなく、事件を教訓とし、今後に生かすことができないであろうか。

“法改正論”や“厳罰論”の大きなうねり

少年法(昭和23年7月15日公布,法律第168号)のうで「少年」(20歳に満たない者 第2条第1項)に該当する者や、刑法上、刑罰の適用がされないとされる「14歳に満たない者」(刑法第41条)に該当する者が、殺人やこれに準ずる程度の重大な犯罪(触法)行為をすると、きまったように声高に主張されるのが“厳罰主義”の必要性である。

今回の殺人事件に関しても例外ではなく、「子どもにあまいわが国の少年法」とか、「14歳未満者にも厳罰を」という類の法改正を促す主張が表面化している。

鴻池祥肇防災担当大臣(青少年育成推進本部副本部長)が、7月11日に閣議後の記者会見で、長崎の殺人事件に関連して、「(逮捕された容疑者の)親なんか市中引き回しのうえ、打ち首にすればよい」という趣旨の発言をし、「問題発言」としてマスコミで取り沙汰されているが、大臣職の解任問題にいたらないでいるのは、被害者の心情に寄り添った世論が大きなうねりとして形成されている背景があることによるものであろう。

小・中・高等学校等では、夏休みを迎えた。

夏休み直前の大事件(長崎の幼児殺人事件,東京の小学女子児童監禁事件等)があったこともあり、各学校では“被害者を出さない,加害者を出さない”という両面を睨んでの生徒指導に力を入れて、夏休みに入ったことと思われる。

“生命の重さ”を実感させる取組み

夏休み中に、1回は登校日を設定しているところが少なくない。その際に、ぜひとも改めて呼びかけていただきたい。この夏休みに、生きていることのすばらしさや感動,感謝を実感することに挑戦してみることを、である。

保護者にも呼びかけたい。“生命にかかわる重大犯罪の被害者にも,加害者にもさせないこと”をなによりも重視したいこと,そして,そのことを教育的に実現していく最も基本的な取組みとして,子ども(児童・生徒)たちに,生命の重さを実感させる体験(直接的体験だけでなく,読書や映画等による間接体験を含む)を,この夏休み中に積ませたいことを。

成人犯罪の予防・防止の場合とちがい,子どもについては法改正論だけでは一面的であり,被害者・加害者の両面性を十分に考慮にいれつつ,なによりも生きていることのすばらしさ,感動,感謝を実感させる教育的取組みこそが基本的課題である。このことを自覚して,この夏休みにその一手を打ちたい。

(わかい・やいち=上越教育大学教授)

好評発売中! A5版 290頁・定価 2730円

『不登校—その後』森田洋司【編著】

●新刊案内●

最新刊・好評発売中!

教育開発研究所刊

心を法律で律すべきか

中教審臨時委員であった著者が明かす改正審議の実態

『教育基本法を考える』

市川 昭午【著】A5判/定価 2100円

国立学校財務センター名誉教授/国研名誉所員

●教基法とは何か/中教審はどう審議したか/早急に改正する必要はない/改正答申に異議あり/どう改正すべきか